

立花地区にお住いの皆様

北上展勝地さくらまつりに係る交通規制区間の通行許可証について

早春の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、今年も4月9日から4月30日まで「北上展勝地さくらまつり」を開催します。例年交通渋滞では住民の皆様に御迷惑をおかけしていることから、4月16日(土)、17日(日)の2日間にわたり、一般車両の通行台数抑制を図ることを目的とした珊瑚橋周辺の交通規制を実施します。(交通規制区間裏面)

この2日間は、一般車両の珊瑚橋通行を禁止とし、公共交通車両（観光バス、タクシー、シャトルバス、緊急車両等）、許可車両のみが通行できることになります。

住民の皆様には御迷惑をおかけしますが、交通規制区間を通行する際は、通行許可証を警備員に御提示くださいるようお願い申し上げます。

なお、今回、各御家庭に通行許可証を1部ずつ配布いたしますが、同居の御家族分など、追加で通行許可証が必要な場合は、北上市役所商業観光課、又は立花地区交流センターで許可証をお受け取り下さい。(受け取り可能時間：月～金曜日 9時から 17時まで)

※複製防止のため、通行許可証は掲載しておりません。

北上展勝地さくらまつり実行委員会
交通担当 北上市商工部商業観光課
連絡先 0197-72-8241 (直通)

交通規制区域内を通行する際に、許可証が必要です。

